

社会福祉法人 古河市社会福祉協議会

地域生活支えあいリスト掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域生活支えあいリスト（以下リスト）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 リストを掲載することができるものは次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設、事業、業者、サービス、取り組み
- (2) その他掲載が望ましいもの

(掲載先)

第3条 リストは次に掲げる場所に掲載する。

- (1) 古河市社会福祉協議会ホームページ

(掲載物の要件)

第4条 リストの掲載物は、次に掲げる要件を備え、かつ、第5条の決定要件を満たすものとする。

- (1) リストの公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 市民や、高齢者事業の発展に資するものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は、個人的宣伝に係るものではないこと。
- (5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。
- (6) その他公益上特に支障がないと認められるものであること。

(掲載物の決定要件)

第5条 掲載物は、次に掲げる要件で掲載を決定する。

- (1) 古河市の第1層生活支援コーディネーター（以下コーディネーター）が資源調査をする中で、掲載が必要と思われるもの。
- (2) コーディネーターは、掲載物について、リスト審査会に（以下審査会）に審査させ掲載物の決定をする。

(掲載物の申込)

第6条 掲載物を掲載しようとするもの（以下申込者という。）は、申込書（様式第1号）で申し込まなければならない。

- 2 コーディネーターは申込書の提出を受けたときは、第4条の要件に合う場合は、リスト審査会に審査させ、掲載の可否を決定し、申込者に通知（様式第2号）するものとする。
- 3 リスト審査会は年度内に1回以上開催する。
- 4 掲載については無料とする。

(リストの更新)

第7条 リストの更新は年1回以上おこなうものとする。

(掲載の取消し)

第8条 次のいずれかに該当するときは、リスト審査会を通じてリスト掲載を中止することができる。

- (1) 市民、または関係者等へのアンケートや聞き取り等を実施して必要でないとの意見が多いとき。
- (2) その他、コーディネーターが資源調査をする中において、リスト掲載が不要であると判断したとき。

(審査会)

第9条 リスト審査会は、地域福祉課長、在宅支援課長、コーディネーターで組織する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年2月1日から適用する。